

# 駐車場の空待ち登録件数の減少に伴う駐車場使用規則の見直しの検討について

規約契約委員会 委員長 森脇 貴志

## 1. はじめに

現在のシーアイハイツ和光駐車場使用規則では、「一般駐車場の使用を希望する者は、管理組合に空待ち登録を行う」こととなっております。

また、この空待ち登録は、A棟からD棟まで（第1街区）、E棟からG棟まで（第2街区）及びH棟からK棟まで（第3街区）の街区ごとの申込み順に行う運用となっております（詳細につきましては、シーアイハイツ和光駐車場使用規則 第6条（空待ち登録）をご参照ください）。

これに対し、2022年9月3日現在、実質の空待ち登録の件数が、以下の表のとおりとなっております。A棟～D棟（第1街区）及びE棟～G棟（第2街区）については、駐車場に空が出る可能性があります。

棟	実質空待ち登録件数
A棟～D棟（第1街区）	0名
E棟～G棟（第2街区）	1名
H棟～K棟（第3街区）	30名

## 2. 一般駐車場の利用検討のお願いについて

シーアイハイツ和光の一般駐車場を使用したいが、過去申請時には、空待ち登録の件数が多く、使用をあきらめ、外部に駐車場を借りている住民の方等おられましたら、一般駐車場の使用をご検討いただければ幸いです。

その際は、シーアイハイツ和光駐車場使用規則をよくご確認ください、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、以降に記載の「3. 駐車場使用規則の緩和について」は、2023年3月ごろに予定しております、団地予算総会にて承認を得られて初めて施行されることとなります。現状、

「3. 駐車場使用規則の緩和について」に記載の緩和案については、施行されていませんのでご注意ください。

## 3. 駐車場使用規則の緩和案について

A棟～D棟（第1街区）及びE棟～G棟（第2街区）にて、駐車場に空が出る可能性が生じている現状を踏まえ、今後の一般駐車場の利用促進のため、シーアイハイツ和光駐車場使用規則の緩和案を検討しております。

### (1) (空待ち登録)の緩和

空待ち登録件数が0件の街区があるときは、空待ち登録の申込み順の「街区ごと」の制約をしないものとする。

### (2) (使用資格)の緩和

住戸区分所有者が居住していなくてもその家族が居住していれば、一般駐車場を利用できることとする。

### (3) (駐車できる車両)の緩和

リース契約及びローン契約以外でも、一般駐車場の使用資格を有する者が自動車検査証上の所有者になっている車両又は使用者になっている車両であれば利用可能とする。

### (4) (譲渡、継承)の緩和

配偶者だけでなく、子が区分所有権の全部又は一部を相続した場合でも譲渡、継承を可能とする。